

舞鶴市及び宮津市上下水道事業窓口業務等委託に係る公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

■プロポーザル実施要領（舞鶴市・宮津市共通）

質問項目		質問内容	回答
1	4頁 第9 1 (2)	各市の業務内容ごとに積算内訳書を記載とありますが、見積書は市ごとに作成すべきか、各市の見積金額を合わせた見積書を作成すべきかご教示ください。	見積書については、市ごとに作成してください。
2	4頁 第9 1 (2)	各市の業務内容ごとに積算内訳書を記載とありますが、業務内容とは、公募型プロポーザル実施要領第2委託業務の範囲に記載している項目を記載すべきかご教示ください。	お見込みのとおり、公募型プロポーザル実施要領第2委託業務の範囲に記載している項目を記載してください。
3	4頁 第9 4	見積書及び積算内訳書は企画提案書の総ページ数40 ページ以内には含まれず、企画提案書とは別で提出すべきかご教示ください。 また、見積書を企画提案書とは別で提出する場合は、提出部数及び正副の有無・封入封緘の有無並びに提出先等をご教示ください。	見積書及び積算内訳書は企画提案書のページには含めず、企画提案書とは別で提出してください。 また、見積書は企画提案書と同様、2市それぞれに正本各一部（封入封緘不要）、副本各4部（複写可）を実施要領第6に提出してください。 なお、副本は参加事業者が特定できる名称等を記載しないでください。
4	4頁 第9 4	企画提案書は総ページ40ページ以内とありますが、これは片面印刷における40ページ以内を指しているのか両面印刷で40ページ以内なのかご教示ください。	両面印刷でA4版用紙20枚以内（40ページ以内）で作成してください。

■宮津市仕様書

質問項目		質問内容	回答
5	2頁第1章7(2)	業務責任者は類似業務において、一定の経験を有するとありますが、一定の経験は受託者の判断基準でよいか、事業体様においては1年以上等の見解があるかご教示ください。	特に基準は定めておりませんが、業務を円滑に履行・管理できる者であることが条件となります。
6	6頁第2章2(1)(2)	水道メーターが撤去されている場合の取り付け、検定有効期間が満了した水道メーターの取り替え、長期にわたり使用の見込みまれない水道メーターの撤去は、すべての口径のものをさすのかご教示ください。	原則、すべての口径のメーターを撤去していただくこととしておりますが、撤去が困難なものについては、個別に協議いたします。
7	6頁第2章2(2)エ	閉栓キャップを取り付けるとの記載がありますが、閉栓キャップは別紙1費用負担区分には記載ありませんが、委託者負担と捉えてよいかご教示ください。	委託者（宮津市）で負担します。
8	11頁第2章6ウ	現在実施されている給水停止実施までのサイクル及び給水停止実施件数をご提示ください。	<p>(例) 4月請求分を給水停止までのサイクル</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道使用料金を請求 (4月20日頃) 2 督促状送付 (5月20日頃) 3 催告書送付 (6月20日頃) 4 給水停止予告通知書送付 (7月下旬) 5 給水停止執行 (8月中旬) <p>令和4年度実績で給水停止の予告件数は年間で487件、給水停止措置を行った件数は年間で86件(毎月20日頃実施)となっています。</p>
9	別紙1 費用負担区分	水道料金システムの委託者負担には、水道料金端末2台、ハンディターミナル15台と記載がありますが、水道利用者サービス向上・業務の効率化の観点から台数の増加貸与についての協議は可能であるかご教示ください。	既存の台数の貸与を想定しており、増加貸与は原則行わないこととしております。

■舞鶴市要求水準書・仕様書

質問項目		質問内容	回答
10	3頁第1章7(2)	業務責任者は類似業務において、一定の経験を有するとありますが、一定の経験は受託者の判断基準でよいか、事業者様においては1年以上等の見解があるかご教示ください。	次の業務を責任を持って行う権限を有する者を業務責任者としてください。 (1) 本件業務に従事する受注者の従業員の労務管理及び業務上の指揮命令 (2) 本件業務の遂行に関する発注者との間の連携、報告及び調整
11	4頁第2章1(2)	インターネットによる水道の使用開始及び中止の受付システムの構築及び運用を行なうとの記載は、業務開始時において利用者様が申請出来る状態にすることと捉えてよいかご教示ください。 また、このシステムの構築及び設置・運用の費用は委託料に含まれていると捉えてよいかご教示ください。	業務開始日から利用者が申請できる状態を想定しており、システムの構築及び設置・運用に係る経費は委託料に含まれます。 ただし、受託者側が独自で受付システムを構築することが困難な場合は、舞鶴市HPで受付システムを作成し運用することになりますので、それに沿った運用方法を提案してください。
12	6頁第2章2(3)	休日、営業時間外における開閉栓には、宅内側漏水時の緊急閉栓作業も含まれるのかご教示ください。	お見込のとおり宅内側漏水の緊急閉栓作業も含まれます。
13	12頁第2章8(1)	敷設状況等の問い合わせ用のマッピングシステム内蔵のPC及び提供した内容等を記録するためのPC等は、別紙①費用負担区分にある上下水道料金端末9台以外で貸与していただけるのかご教示ください。	現在、経営企画課内に配置してあるマッピングシステムを使用(市と共用)してください。 提供した内容については、紙媒体で記録してください。
14	12頁第2章8(2)①(ア)	申請書および添付書類の内容を確認して、誤りがあれば訂正を指導するとあるが、これは申請書類等の記載漏れや容易に判断できる記載誤り、添付書類不足等の有無の確認と捉えてよいかご教示ください。	お見込のとおりです。
15	12頁第2章8(2)②(ア)	諸収入金の納入通知書が作成できればと記載ありますが、この納入通知書等の作成は受託者で作成するのでしょうか。 また、申請等を行なったものには連絡を行なうとありますが、これは連絡を行ない受取に来てもらい、郵送等は行なわなくてよいのでしょうか。	納入通知書は、公営企業会計システムでの作成となりますので受託者での作成は不要です。また、郵送等での対応は不要です。
16	12頁第2章8(2)②(イ)	諸収入金の納入管理は帳簿等に記入とありますが、この帳簿とは紙媒体のものでしょうか、電子媒体の帳簿になるのでしょうか。 紙媒体の帳簿の場合は委託者・受託者のどちらで管理するのかご教示ください。	受託者において、紙媒体での納入管理をしてください。

■舞鶴市要求水準書・仕様書

質問項目	質問内容	回答	
17	1 2 頁第 2 章 8 (2) ③ (ア)	申請書および添付書類の内容を確認して、誤りがあれば訂正を指導するとあるが、これは申請書類等の記載漏れや容易に判断できる記載誤り、添付書類不足等の有無の確認と捉えてよいかご教示ください。	お見込のとおりです。
18	1 2 頁第 2 章 8 (2) ③ (ウ)	検査完了後に資料整理を行うとの記載についてですが、具体的にはどのような作業を指しているのかご提示ください。	マッピングシステムのデータを更新するため、申請時及び完成時の提出書類の取りまとめと、書類保管のためのファイリング作業等です。
19	1 3 頁第 2 章 8 (3) ① (ア)	申請書および添付書類の内容を確認して、誤りがあれば訂正を指導するとあるが、これは申請書類等の記載漏れや容易に判断できる記載誤り、添付書類不足等の有無の確認と捉えてよいかご教示ください。	お見込のとおりです。
20	1 3 頁第 2 章 8 (3) ② (ア)	諸収入金の納入通知書が作成できればと記載ありますが、この納入通知書等の作成は受託者で作成するのでしょうか。また、申請等を行なったものには連絡を行なうとありますが、これは連絡を行ない受取に來てもらい、郵送等は行なわなくてよいのでしょうか。	納入通知書は、公営企業会計システムでの作成となりますので受託者での作成は不要です。また、郵送等での対応は不要です。
21	1 3 頁第 2 章 8 (3) ③ (ア)	完工届および添付書類の内容を確認して、誤りがあれば訂正を指導するとあるが、これは申請書類等の記載漏れや容易に判断できる記載誤り、添付書類不足等の有無の確認と捉えてよいかご教示ください。	お見込のとおりです。
22	1 3 頁第 2 章 9 (2)	休止中井戸水栓の使用状況調査の対象者の抽出は受託者で行ない、受託者で調査時期を定めて実施してもよいのかご教示ください。	対象者データ抽出や現地調査は主に受託者主導で実施してもらいますが、各作業においては発注側担当者と適宜協議等を行い進めてください。
23	1 3 頁第 2 章 9 (3)	印刷物の作成に関する費用は受託者とあるが、この作成に関してどのような費用が発生する可能性があるかご教示ください。	作成に係る費用とは、発注に係る仕様書作成、印刷業者選定、印刷製本費用（用紙代を含む）等の費用を想定していません。